

平成 26 年 9 月 29 日

【法人向け】インターネットビジネス
バンキングサービスご利用のお客さま 各位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

法人向けインターネットバンキングの被害補償の開始について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）は、法人のお客さま向けのインターネットバンキングを、安心してご利用いただけるよう、「インターネットビジネスバンキングサービス」の不正な預金払戻しにあわれた場合の被害補償を、平成 26 年 10 月 1 日（水）より開始いたしますのでお知らせいたします。

仙台銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、インターネットバンキングのセキュリティ機能の強化、ならびに利便性の向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 補償開始日

平成 26 年 10 月 1 日（水）

2. 補償の概要

「インターネットビジネスバンキングサービス」をご利用中のお客さまが、第三者による不正アクセスを受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、当行がお客さまの被害補償を行います。

3. 補償金額

1 契約あたり、500 万円を上限として被害額を補償いたします。

なお、お客さまが、電子証明書方式やワンタイムパスワード、ウイルス対策ソフトを利用されていない場合など、補償の対象とならないケースがございますのでご注意ください。詳細は、別紙「被害補償の仕組み」をご参照ください。

以 上

本件に関する問合せ先
事務部システム課 谷藤・名取
TEL 022-225-8252

被害補償の仕組み

被害補償は、「インターネットビジネスバンキングサービス」において、預金等の不正な払戻しにあわれた場合、1契約あたり500万円を限度に補償を実施するものです。

ただし、以下に該当する場合などは、お客さまの申告、または当行の調査（調査会社による調査を含みます）により、当行が判定した結果に基づき補償の対象外または減額となります。

【補償の対象外または減額となる場合（主なもの）】

- ・ お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- ・ 警察に対して、被害事実等の事情説明を行っていない場合
- ・ 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当行へ事故の届出をしていない場合
- ・ お客さま、またはお客さまの従業員等の故意または重大な過失による損害であった場合
- ・ お客さま、またはお客さまの従業員等が加担した不正による損害であった場合
- ・ 当行が指定するセキュリティ対策（電子証明書、ワンタイムパスワード、ウイルス対策ソフト「PhishWallプレミアム」等）を利用していない場合
- ・ ウイルス対策ソフトを導入し、導入後に最新の状態に更新されていない場合、
- ・ インターネットバンキングに使用するパソコンの基本ソフト(OS)やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合
- ・ パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト(OS)やWebブラウザ等を使用していた場合
- ・ インターネットバンキングで使用するパスワードを定期的に変更していない場合
- ・ 当行の指定した正規の手順で電子証明書を利用していない場合
- ・ 戦争、地震等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

【被害にあわれた場合】

万が一、身に覚えのない不審なお取引や、パスワードなどが他人に知られた、あるいはその恐れがある場合は、至急、下記の間合せ先までご連絡ください。

以上

間合せ先

仙台銀行サポートセンター TEL 0120-8661-39
月～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）